

令和 8 年度第 1 回 清瀬市消費生活センター運営委員会議事録

《開催日時》 令和 8 年 7 月 31 日(金)
午後 2 時 00 分から 3 時 40 分まで
《会 場》 アミュービル 4 階 会議室

《出席委員》 敬称略・名簿掲載順

吉田 徹	【学識経験者】
八代田 道子	【登録団体代表】
佐藤 道子	【登録団体代表】
竹田 英世	【登録団体代表】
岡野 雄一	【公募による市民代表】
白石 智秀	【公募による市民代表】
重富 花恵	【公募による市民代表】
猪合 辰弥	【東村山警察署生活安全課課長代理】
戸野 慎吾	【清瀬市地域振興部長】
吉田 拓史	【清瀬市生涯健幸部介護保険課長】

《欠席委員》

長友 慎吾	【清瀬市教育部参事】
池本 博恵	【清瀬市消費生活センター相談員】

《事 務 局》

清水 敬志	【市民協働課長】
相良 勝仁	【消費生活係長】

【事務局】 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。市民協働課長の清水と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員会の開催に先立ちまして、この度、消費生活センター事務室内におきまして、受付票等の個人情報を含む文書を不適切に廃棄する事故が発生しましたので、この事についてご報告をいたします。

発端は、年度替えに伴うファイル整理のため、令和3年度に受け付けた消費生活相談の受付票や聞き取りのメモ、契約書の写しなどを段ボール箱に詰め、事務室内で保管していたところ、5月15日（金）の清掃作業の際に清掃員が段ボール箱を搬出し、資源ごみとして回収されてしまいました。その後、5月29日（金）になって当該段ボール箱が事務室内に無い事に職員が気付き、事態が発覚したものです。

回収された文書は5月22日までに製紙工場へ持ち込まれ、溶解処理をされました。本来であれば市の手順に従い厳重な管理のもと廃棄されなければいけない文書を不適切な方法で廃棄してしまい、市民の皆様からお預かりしている個人情報を危険にさらしてしまう事となりました。

また、廃棄された文書は今年度末まで保存が必要なものでした。

事故の概要は以上となりますが、清瀬市消費生活センターと致しましては、市民からの信頼を基に相談業務を行う立場でありながら、このような事態を招いてしまい、消費生活相談窓口、強いては市行政への信頼を損なう事となり、深く反省を致しているところです。今後は、個人情報を含む書類の保管はキャビネットの中で行うことを徹底し、ごみ箱の位置を変更するなど、今後、同様の事故が発生しないように、再発防止はもちろんのこと、市政への信頼回復に向け、確実な業務執行と更なる消費者行政の充実に努めて参る所存です。報告は以上となります。

ご質問などありましたらご説明いたしますのでご発言下さい。

【各委員】 ——— 質問なし ———

【事務局】 よろしいでしょうか。

それでは、令和8年度第1回清瀬市消費生活センター運営委員会を開催いたします。

今回は委員改選後初の委員会となりますので、委員長及び副委員長が選出されるまで、事務局が議事進行を行わせていただきます。

それでは進めて参ります。まずは議事に入る前に各委員の自己紹介をお願いしたいと思います。
お手元に配布してあります名簿順にお願いできればと思います。

—— 自己紹介 ——

ありがとうございました。

委員の任期は本年4月から令和10年3月末までの2年間でございます。皆様よろしく願いいたします。

それでは、議題1の委員長・副委員長の選出に移ります。

お手元に配布してあります。清瀬市消費生活センター運営委員会設置要綱をご覧ください。

清瀬市消費生活センター運営委員会設置要綱第3条第3項では「委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。」となっております。

自選・他選どちらでも構いませんので、皆様宜しく願い致します。

何方か候補はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】 吉田委員を委員長に推薦します。

【事務局】 ただいま吉田委員推薦の発言がありましたが、いかがでしょうか。

—— 拍手多数 ——

【事務局】 それでは、異議なしと認め、委員長は吉田委員に決定させていただきます。

次に、副委員長の選出について、何方か、いらっしゃいますでしょうか。

【各委員】 —— 発言なし ——

【事務局】 無いようでしたら、委員長からの指名とさせていただきます。
委員長いかがでしょうか。

【委員長】 登録団体代表の方でどなたかお願いできますでしょうか。

【佐藤委員】 八代田委員、お願い出来ますでしょうか。

【八代田委員】 わかりました。

【事務局】 ただいま八代田委員より承諾のご発言がありましたが、よろしいでしょうか。

———— 拍手多数 ————

【事務局】 異議なしと認め、副委員長は八代田委員に決定いたします。
それでは、委員長並びに副委員長が決定いたしましたので、お二人には、席の移動をお願いするとともに一言ご挨拶をお願いします。

———— 席の移動・挨拶 ————

【事務局】 ありがとうございました。
ここで議事の進行を交代させていただきます。
では、委員長お願いいたします。

【委員長】 それでは、次第に従い進行させていただきます。
議題2 令和7年度清瀬市消費生活センター事業内容と実績について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 では、議題2の「令和7年度清瀬市消費生活センター事業内容と実績について」の説明をいたします。

お手元の資料1「令和7年度清瀬市消費生活センター事業内容と実績について」をご覧ください。

まず消費生活センターで行う事業についてですが、清瀬市消費生活センター条例では、「消費生活相談」「消費生活情報の収集及び提供」「消費生活の啓発及び消費者教育」「消費者団体の消費生活活動の促進及び援助」「施設の貸出」の5つの事業が挙げられており、消費生活センターではこの規定に沿って事業を行っています。

それでは、各事業についての説明をいたします。

ページをめくっていただいて、「各事業の実施状況」（事業1）消費生活相談です。

消費生活センターでは、市民と事業者の間で起こった契約上のトラブルについて、専門の相談員が市民からの相談を受け、関係例規に則り支払金の還付や契約の解除といった被害救済を行うほか、製品事故に関わる相談などにも応じています。

相談の実施日時は、月曜から金曜の10時から12時と、13時から16時で、相談員3名を配置し、常時2名以上での相談体制を整備しています。相談の受付は、来所または電話にて行っています。令和7年度の受付件数は793件で、昨年度と比べ2割程の件数増でした。

次のページに移りまして、（事業2）の「消費生活情報の収集及び提供」に関する事業の説明をいたします。

消費生活センターでは、広報誌「ちえのわ」を年に4回発行しており、消費生活センターが行う事業の周知や消費生活に関する特集記事を掲載しています。そのうち9月号については「高齢者見守り特集号」として市内全戸配布をしています。

次に、（事業3）「消費生活の啓発及び消費者教育」

の「消費生活講座」です。こちらの事業では、健康維持や老化予防、病院のかかり方。終活や身近な情報など、日常生活を送るなかで知っておきたい事や備えておきたい事をテーマに専門の講師を招いて市民向けの講座を実施しています。令和7年度には、救急医療にかかる際の注意点や小学生と保護者を対象とした金融教育、エンディングノートや遺言書の書き方など、9回の講座を行いました。

次の「出前講座」ですが、こちらは市内の自治会などからの依頼により消費生活相談員が依頼先に出向き、消費者トラブル防止のための講座を実施しているものです。依頼の申込みは生涯学習スポーツ課が窓口となっている「きよせ出前講座」のメニューから行います。令和7年度の実施はありませんでした。

次に「相談員の講師派遣」ですが、こちらは地域包括支援センターなどの関係機関が催す講習会や体験会などの一部として、消費者トラブル防止のための講演を相談員が行うものです。令和7年度は、地域包括支援センターの協力により「高齢者ふれあいネットワーク事業」として「高齢者見守り講座」

を開催しています。

次の「消費生活相談事例集」の発行では、実際に消費生活センターの相談窓口に寄せられた内容に基づいた事例の紹介とトラブルの防止策や対処法などのアドバイスを掲載している事例集を発行していて、令和7年度も例年どおり3月に300部発行しました。

次に6ページの「消費生活相談の現場から」の市報掲載についてですが、こちらでは市報の毎月15日号に相談の事例と対処法などのアドバイスを掲載して、被害防止のための注意喚起と相談窓口の周知を行っています。令和7年度は、「定期購入トラブル」や「分電盤の点検商法」など実際に窓口寄せられた相談から10件を選び掲載しました。

次に「自動通話録音機能付電話機等購入費補助金」ですが、こちらの事業は、自動通話録音機能の付いた電話機の普及を通して、高齢者の消費者被害防止を図ることを目的として行っている事業で、対象者は65歳以上の市民と同居者、補助額は機器購入費の4分の3で上限額は1万円です。令和7年度は71件の申請があり、補助金額は670,300円でした。

次の7ページ、(事業4)「消費者団体の消費生活活動の促進及び援助」の「消費生活展の開催」についてですが、こちらの事業は消費者問題について市民に向けた啓発を広く行うため、登録消費者団体連絡会との共催で、市民向けの講演会や登録団体の活動の成果発表、パネル展示などを行っているものです。

令和7年度は、「食の安全」をテーマに11月8日(土)に開催をし、参加人数は、延べ124人でした。

次に、「清瀬くらしのハンドブック」の発行ですが、こちらは消費生活展のテーマに沿った内容の寄稿文と各登録団体の活動紹介、消費生活センターの紹介を掲載した小冊子を消費生活展の実施に合わせて発行しているものです。

令和7年度も例年と同じく500部を発行しています。

次の「登録消費者団体連絡会との連絡調整」です。

こちらは、登録消費者団体で構成する「清瀬市登録消費者団体連絡会」が毎月開催する定例会の中で、消費生活展をはじめとするイベントの実施や「清瀬くらしのハンドブック」の発行などについて支援内容の確認と調整を行っています。

次に(事業5)「施設の貸出」です。

市民が自主的に消費生活について学び、情報交換を行える場として、登録消費者団体専用の会議室を無償で提供してい

ます。

令和7年度の利用実績は、189件、1,310人の利用で稼働率は26.4%。直近3か年ではほぼ横ばいの状況です。

説明は以上です。

【委員長】 議題2「令和7年度清瀬市消費生活センター事業内容と実績について」の説明が事務局よりありましたが、これについてご意見等がありますか。

【委員】 2ページの消費生活相談ですが、令和6年度より50代以上の方からの相談が増えていますが、相談内容としてはどんなものがあつたのでしょうか。

【委員長】 事務局いかがでしょうか。

【事務局】 例年は一月あたりの件数がおおよそ60件程度なのですが、昨年は4月に受けた相談件数が100件弱もあり、年度を通して相談が多かった状況です。多かった相談内容としては、分電盤の点検商法など、電話勧誘や訪問勧誘での相談が多い印象でした。

【委員】 件数が増えている要因は何かあるのでしょうか。

【事務局】 推測ではありますが、例えばトクリュウによる高齢者宅を狙った強盗などに使われる、住宅内の様子や住人に関する情報の収集も兼ねて訪問をしているという事もあると思います。

【委員】 委員に伺いますが、清瀬市と東村山市の状況はどうでしょうか。

【委員】 トクリュウによる犯行や詐欺についての認知度が上がったという事もあって、市民の方の意識が高くなっているので、警察への相談も多くなっていると思います。

【委員】 先日、自宅にも詐欺の電話が掛かって来て、病院の名前を騙って「息子さんがケガをして入院してます。」とって治療費の話をされました。

【委員】 以前に多かった手口で、あまり聞かなくなったと思ってい

たんですが、最近また増えているようです。還付金詐欺なども増えていて、相手も手を替え品を替えて来るので、常に注意をする事が大事です。海外から組織的に電話を掛けるグループによる被害も多いです。チラシを配布させていただきましたが、デジポリスのアプリも200万ダウンロードされています。固定電話であれば、国際電話の発着信休止の手続きも無料で出来ますので周囲の方にお勧め頂ければと思います。それともう一枚のチラシです。投資詐欺ですがこちらは被害額がとても大きいです。顔も知らない相手とネットで繋がって投資の儲け話に乗せられて被害にあってしまうものです。ネットで繋がった見知らぬ人とお金のやり取りは絶対にしないようにして下さい。

【委員】 ロマンズ詐欺と投資詐欺を合わせたような手口もありましたね。

【委員】 去年は偽警察官詐欺というのが流行って、ラインの動画でやり取りをするのですが、本物の警察官のような服装で、「あなたに逮捕状が出てますので、お金の流れを調べさせて欲しい」と言われ、その後に指定の口座にお金を振り込ませるといったのがありました。今年になってから、還付金詐欺ですか、投資詐欺が流行って来てますので気を付けて下さい。

【委員長】 他にご質問ありますでしょうか。

【委員】 昔と今では被害の内容が違うように感じていて、今は学生などの若い人が被害に遭う事が多くなっていると思う。

【委員】 そうですね。今は10代後半ぐらいの方も投資に興味を持って被害に遭うことがありますので、若い世代の方にも注意して頂きたいです。

【委員長】 他にありますか。

【委員】 発行している冊子などの配布はどのようにしていますか。

【事務局】 例えば、広報誌「ちえのわ」ですと、9月の「高齢者見守り特集号」は、市報の配布に併せて市内全戸に配布をしていて、6月・12月・3月の各号は市内の公共施設などに配架

をして頂いています。「くらしのハンドブック」は、消費生活展の開催に合わせて発行をして、イベント当日に配布をしています。

【委員】 「くらしのハンドブック」は消費生活展に向けて、登録消費者団体と消費生活センターが協力して作成しています。この場に居る委員の皆さんには、是非、消費生活展にお越し頂いて、登録団体の活動について知って頂きたいと思います。

【委員】 昨年の5月頃だったと思いますが、近隣の方が分電盤の交換工事で高額な請求をされた事があって、その方には消費生活センターへ相談するように案内をして、結果、高額な支払いをしなくて済んだのですが、その後すぐに消費生活センターが、近隣の住宅へ注意喚起のチラシを撒いてくれた事があり、そういった活動をしてもらえると良いなと思いました。

【委員長】 他にご質問等ありますでしょうか。

【委員長】 それでは、議題3「令和8年度事業計画及び予算について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 議題3の「令和8年度事業計画及び予算について」の説明をいたします。

お手元の資料2「令和8年度清瀬市消費生活センター事業計画」をご覧ください。

1 ページ目の「消費生活相談」ですが、令和7年度と同様に、月曜から金曜の10時から12時までと、13時から16時まで、常時相談員2名体制で相談業務を行います。相談は来所または電話での受け付けとなっています。

次に「広報誌「ちえのわ」の発行ですが、例年と同じ、3か月に一度、6月・9月・12月・3月に発行予定で、そのうち9月については「高齢者見守り特集号」として38,000部を市内全戸へ配布予定です。

次の「消費生活講座」ですが、本年度前半の講座につきましては、6月から9月まで3回の講座を予定しております。

各講座の内容は、高齢者が日常生活をおくる中で知っておきたい情報を題材とした「終活講座」を2回、小学校低学年の児童と保護者を対象にした夏休み子ども講座を1回実施

する予定となっています。

10月以降の講座につきましては、委員の皆様からのご意見を取り入れながら、企画したいと考えておりますので、ご提案頂けたらと思います。

ページを移りまして。「出前講座」についてですが、こちらは市内の自治会などから依頼があった際にその都度実施をして参ります。

次の「相談員の講師派遣」は、地域包括支援センターからの依頼により、清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業として12月頃に実施予定としています。

内容については介護保険課地域包括ケア係と調整しております。

次の「消費生活相談事例集の発行」ですが、今年度も例年どおり300部を3月に発行予定としています。

次の「消費生活相談の現場から」の市報掲載については、毎月15日号の市報へ相談事例とアドバイスを掲載していきます。

次に、第47回清瀬市消費生活展ですが、今年度は11月8日（日）に開催を予定しています。テーマは「食と生活」、内容等詳細については今のところ未定です。開催まで登録消費者団体連絡会と調整をしていきます。

次に「きよせくらしのハンドブック」の発行については、例年通り500部を消費生活展の開催に合わせて発行予定となっています。

次に「登録消費者団体連絡会との連絡調整」についてです。こちらは、毎月開催される消費者団体連絡会の定例会の中で、消費生活展や学習会などのイベント実施や、グループ活動室の管理運営などについての確認と調整を行います。

最後に、「グループ活動室の利用提供」ですが、こちらも引き続き、登録消費者団体を対象に、消費生活についての学習や、情報交換を行える場として専用の会議室を無償で提供していきます。

令和8年度の事業計画については以上となります。

次に資料3「令和8年度清瀬市消費生活センター予算関係」をご覧ください。

まず、「歳出」の消費者保護対策事業ですが、事業費全体では184万3千円で昨年度と比べ、214万4千円の減額となっています。減額のおもな内訳は啓発グッズの購入費な

どを含む消耗品費が51万円の減、自動通話録音機能付電話機等購入費補助金が100万円の皆減となっています。

他の科目については消費生活講座の講師謝礼と相談員研修受講料が減額になっている他は昨年同様となっています。

次に、「歳入」の東京都地方消費者行政強化交付金です。令和8年度は44万8千円を交付申請予定で、昨年度から180万7千円の減額となっています。減額の理由は、昨年は対象経費としていた消耗品費と補助金の歳出予算が減額になった事と、交付金の補助率が引下げられた事業があるためです。

対象経費は、消費生活相談に伴う弁護士アドバイザー費用と、高齢者見守りネットワーク事業費、消費生活講座講師謝礼となっています。

なお、交付金の納付時期は年度末の予定です。
説明は以上です。

【委員長】 議題3「令和8年度事業計画及び予算について」事務局より説明がありましたが、これについてご意見等がありますか。

【委員】 消費生活展についてですが、以前は登録団体以外の消費者団体も参加をしていて、市報で参加の募集をして、そこに応募してくる団体もありました。運営委員の皆さんの周囲にそういった活動をしているグループはないでしょうか。特に今の登録団体には若い世代の方が居ないので、情報発信の方法などは遅れているなと思って聞いてみました。

【委員】 以前は市民まつりと日程を合わせて実施していたので、呼び込みも簡単だったと思います。

【委員】 アミューに移転をして、消費生活展の会場がアミューホールになってからは、来場者の呼び込みに苦労をしています。

【委員】 次年度の予算ですが、自動通話録音機能付電話機等購入費補助金については、昨年の実績も71件あるので需要はまだあると思います。それと、相談員の研修費が減額されていますが、相談内容が複雑になって来ている事もあるので、増額をしても良いと思います。啓発グッズの購入費についても、センターや相談窓口の周知の為には、少なくとも現状維持が必要ではないかと思います。

【事務局】 まず、補助金については、予算要求した結果がゼロ査定でした。

【事務局】 都からの交付金の補助率が10/10から1/2になった事も影響していると思われます。

【委員】 一度予算がゼロになった事業は、年度途中で補正するなどして事業の継続をしないと、次年度以降も予算がつかないと思いますので、どうにか年度中に予算をつけて事業を継続させる必要があると思います。

【委員】 なぜこんなに予算が削られているのでしょうか。

【事務局】 財政状況によるものと思われます。

【委員】 登録団体への補助金は辛うじて25,000円ついていますが、以前はもっと金額が高かったのが、段々減ってきてしまっている。このまま減り続けると団体の活動にも支障が出るかも知れない。

【委員】 例えばグループ活動室を無償で使える事なども、金銭に置き換えたとすると、それなりの支援になっているのではないのでしょうか。

【委員】 補助金を25,000円確保してもらえたのは良かったと思います。

【委員】 講座の講師謝礼も減っていますが、高齢者向けの講座などは多くの参加者がいて評判も良いので、継続出来ると良いなと思っています。

【委員】 前年と同額の予算は欲しいなと思います。

【委員】 物価高騰の影響などもあって、市の財政状況は厳しい状況ですが、必要な事業については予算を確保していきますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

【委員】 消費生活展へ登録団体以外のグループが参加出来れば、若い世代の人参加してくれるかも知れません。そうすれば、SNSを使ったイベントの周知も出来るようになると思う。

【委員】 多くの方法で消費生活展などの周知出来るように事務局と調整して、多くの方にお越し頂けるようにしたいと思います。

【委員】 前回開催した時の様子などを掲載しながら周知できると良いと思いますのでお願いします。

【委員長】 他に質問等ありますでしょうか。

【委員長】 では次の議題4その他（1）については、先程お話し頂きましたので、その他に何かありますでしょうか。

【委員】 登録消費者団体連絡会からの意見ですが、アミューの施設を利用する市民向けの駐輪場を整備して欲しいという要望がありました。

【委員】 地下の駐輪場に停めようと思っても、立体駐輪場の上の段しか空いてないと、腕力のない人は停めることが出来ない。

【委員】 市ではシェアサイクル事業を始めたところで、これが広がっていくと少し状況が変わるかなと思っています。

【委員長】 他にありますか。

【委員】 10月18日の日曜日に市民まつりがありますが、登録消費者団体連絡会も出展いたしますので、皆さんどうぞお越し下さい。

【委員長】 ではよろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

【事務局】 次回の委員会ですが、年末もしくは年明け頃を予定しております。日程が決まりましたら改めてお知らせ致しますので、皆様よろしくお願い致します。

【委員長】 それでは、本日の議題がすべて終わりましたので、これを持ちまして閉会とさせていただきます。
本日は、ありがとうございました。